

第167回

東京都新宿区都市計画審議会議事録

平成27年2月6日

新宿区都市計画部都市計画課

第167回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成27年2月6日

出席した委員

中川義英、星德行、喜多崇介、加藤仁、小田桐信吉、小松清路、下村治生、有馬としろう、  
佐藤佳一、根本二郎、かわの達男、古澤宣孝（代理…木村交通規制係長）、  
松村保雄（代理…山本和宏）、大浦美鈴、中西誠

欠席した委員

石川幹子、窪田亜矢、倉田直道、戸沼幸市、大崎秀夫

議事日程

日程第1 審議案件

(1) 議案第293号 景観まちづくり計画一部改定について（新宿区決定）

日程第2 その他・連絡事項

議事のでんまつ

午後 2時10分開会

○中川会長代理 それでは、戸沼会長は、所用により出席できないということでございますので、進行を代行で進めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、ただいまから第167回新宿区都市計画審議会を開会いたします。

それでは、まず出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局（蓮見主査） 事務局です。

本日の出欠状況でございますが、欠席の御連絡がございました委員は、先ほど御紹介いたしました、戸沼会長、石川委員、大崎委員の3名でございます。本日の審議会は定足数2分の1以上に達しておりますので、審議会は成立しております。

また、新宿警察署長の古澤委員でございますが、御公務のため欠席で、代理で木村交通規制

係長に御出席をいただいております。事務局からは以上です。

○中川会長代理 ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料と本日の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局（蓮見主査） 事務局でございます。

審議会開催に当たりまして、事前に資料を送付してございますが、誤記の修正、また追加資料等ございますので、本日机の上に御用意しているものを御使用ください。

また、事前の資料の送付の表紙に当日配付としてありましたパワーポイントの写しでございますが、本日、パワーポイントは使用しませんので配付はしておりません。また、本日の資料の確認をさせていただきます。

1 番目、A4、1 枚でございますが、本日の議事日程表。

2 番目としまして、審議案件 1、こちらクリップどめのものでございます。議案第 293 号、「景観まちづくり計画一部改定について（新宿区決定）」の資料でございます。添付してあります資料でございますが、(1) 資料としまして、「新宿区景観まちづくり計画一部改定（原案）」、(2) 参考資料 1 としまして、「新宿区景観まちづくり計画一部改定について」、(3) 参考資料 2 「パブリック・コメントに寄せられた意見について」、(4) 参考資料 3 「新宿区景観まちづくり計画の体系と改定箇所について」、(5) 参考資料 4 としまして「新宿区景観形成ガイドラインの体系と改定箇所について」でございます。

そのほか参考としまして、机の上に新宿区都市マスタープラン及び新宿区景観まちづくり計画を御用意しております。なお、この 2 つの資料につきましては事務局のほうで保管をさせていただきますので、会議終了後、机の上に置いていただきますようよろしくお願いいたします。

資料の過不足等ございますでしょうか。ありましたら、また会議の途中でも結構ですので、事務局までお知らせください。

続きまして、本日の日程について確認をさせていただきます。議事日程表を御覧ください。日程第 1、審議案件、(1) 議案第 293 号 景観まちづくり計画一部改定について（新宿区決定）、日程第 2、その他・連絡事項となっております。

続きまして、机の上に御用意しておりますマイクの使用方法について御説明をさせていただきます。

まず、発言がある方につきましては、こちら卓上マイクの要求 4 というボタンを押していただきますと、マイクの先端が赤く光ります。光りましたら御発言をお願いします。また、発言終了後につきましては、一番右の終了 5 のボタンを押していただきますと、そちらのランプが

消えますので、発言終了の際はボタン5を押していただくようによろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

○中川会長代理 ありがとうございます。

それでは、第167回新宿区都市計画審議会の審議を進めたいと思います。本日は日程に記載されておりますが、審議案件、議案第293号、1件となります。皆様の御協力、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第1

審議案件

(1) 議案第293号 景観まちづくり計画一部改定について（新宿決定）

~~~~~

○中川会長代理 それでは、議事を進めたいと思います。内容につきまして、事務局のほう、よろしくお願いいたします。

○事務局（蓮見主査） 事務局です。

日程第1、審議案件(1) 議案第293号 景観まちづくり計画一部改定について（新宿区決定）です。こちらの案件は新宿区決定のものとなります。景観まちづくり計画を改定する場合につきましては、景観法に基づき都市計画審議会に付議することとなっております。

本日、御審議いただく案件につきましては、本審議会で10月17日にも御報告をさせていただいたものでございます。説明につきましては、景観と地区計画課長から御説明をさせていただきます。

では、よろしくお願いいたします。

○森景観と地区計画課長 都市計画部の景観と地区計画課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案293号のお手元に参考資料1、A4、1枚目のものがございますので、そちらのほうを御用意ください。

新宿区景観まちづくり計画一部改定についてでございます。1、趣旨でございますけれども、本件につきましては、今、説明にあったとおり、第165回の当審議会でも1回報告を行っているところでございます。その後、平成26年11月15日から12月15日にかけてパブリック・コメントを実施しました。そのパブリック・コメントの実施を経まして、新宿区景観まちづくり計画の一部改定（原案）を作成いたしました。そして本日、都市計画審議会のほうに付議する

ものでございます。

なお、今回、パブリック・コメントを実施いたしましたけれども、前回報告した内容の変更はございません。

続きまして2でございます。原案について、改めて御説明したいと思います。それではお手元に参考資料3と資料というちょっと厚めのホッチキスどめのものを御用意いただけますでしょうか。まず今回、景観まちづくり計画のどの辺を改定したかということを改めて御説明したいと思います。

参考資料3のほうを御覧ください。こちらのほうが景観まちづくり計画に新たにどのようなものを追加したかわかるようにしたものでございます。まず、上のほうから申しますと、第2章の2のⅢの(1)のところ、屋外広告物に関する景観形成の方針、こちらのほうを追加しております。大きく6つほどの項目を追加しております。それではお手元に申しわけありませんけれども、ホッチキスどめの資料を御用意いただけますでしょうか。

そちらのほうの23ページをお開きください。これは今現在はない事項でございますけれども、今回新たに追加するものでございます。今、景観計画のほうは主に建物の景観計画に関しての事項がずっと記載されておりますけれども、屋外広告物に関することも景観の重要な項目ですので、それを追加するというようなものでございます。

まず、(1)で屋外広告物に関する景観形成方針で、①「デザイン誘導などによる良好な景観形成」を追加したいと思っております。続きまして②「多様な広告の景観誘導推進」、これを追加したいと思っております。

それでは、24ページを御覧ください。③の「建築物の新築時における屋外広告物の景観誘導」、そして④「区民等への景観まちづくり意識啓発」、そして⑤「多様な主体との連携」、そして最後に25ページ、⑥「地域特性をいかした広告のルールづくり」、このようなものを今回新たにつけ加えまして、今後景観計画の中に屋外広告物もしっかり入れていきたいというふうに考えているものでございます。

それでは、また参考資料3のほうにお戻りください。続きまして、Ⅳのところの景観形成の推進というところに、(1)～(6)に地区別の景観形成方針がございます。今現在、(1)から(6)までありますが、その中に(2)の「歴史あるおもむき外濠地区」と、それと(5)の「エンターテイメントシティ歌舞伎町地区」、こちらの景観形成方針のところ、それぞれ独自の屋外広告物に関する事項をつけ加えたいというふうに思っております。

それでは、資料のほうの27ページを御覧ください。27ページは(2)の「歴史あるおもむ

き外濠地区」の景観形成方針というもので、今現在、①～④までの事項が定められております。そこに⑤として景観形成のところに屋外広告物をつけ加えたいと思っております。⑤「歴史あるおもむきや水とみどりの空間における屋外広告物の景観誘導」、こちらのほうをつけ加えたいというふうに考えているものでございます。

それでは、同じ冊子の29ページを御覧ください。(5)「エンターテイメントシティ歌舞伎町地区」の景観形成方針、今は①～④まで定められておりますけれども、そこに屋外広告物に関するところをつけ加えたいと思っております。⑤「屋外広告物の活用による新たなエンターテイメントシティ歌舞伎町の創出」をつけ加えたいというふうに考えているものでございます。

それでは、また恐れ入りますけれども、参考資料3、A4、1枚もののほうにお戻りください。3の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、区分地区の景観形成基準、今現在、(1)～(7)までございますけれども、そちらのほうの全てのところに、屋外広告物に関するものをつけ加えたいと思っております。

それでは、資料のほうの31ページのほうを御覧ください。31ページのところは、区分地区の景観形成基準のページでございます。(1)として、「水とみどりの神田川・妙正寺川地区」という地区がございます。そこに今現在は建築物の新築にあわせて形態意匠とか、その他の景観形成基準を定めているところがございます。これらの基準をもとにしまして、我々は景観事前協議等を行っているわけがございますけれども、今後、ここに屋外広告物に関するところをつけ加えまして、景観事前協議を行っていきたいと考えております。「追加」と記載しているところがあるかと思えますけれども、そちらを御覧ください。ビル名や店名等の自家用広告物、第三者広告物等の屋外広告物の掲出については、建築物の設計の早い段階から、周辺景観や建築物等へ配慮するという文をここに追加するというものでございます。これと同様のものを全ての地区に追加するので、その後、33ページ、35ページ、それから37ページ、それから39ページ、41ページ、43ページ、45ページまで、そちらのほうまで同様に全ての地区において今の文言をつけ加えるというものでございます。

続きまして、また参考資料3のほうにお戻りください。最後に4、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限というところがございますけれども、そちらのほうを一部追加しております。

それでは、資料の48ページをお開きください。こちらのほうは、今現在は新宿御苑の周りで、「新宿御苑みどりと眺望保全地区における基準」というようなものを定めております。こちらのほうは、新宿御苑の周辺で屋外広告物を規制するという特別のルールでございます。こ

れは今現在のものがございます。ただ、我々の持っている景観計画に関しても、屋外広告物に関する事項はここだけですので、ここにいろいろなことが書かれておりましたので、ここをちょっと整理しようと考えておまして、このページを一部修正ということを入れております。上のほうから修正の箇所でございます。こちらのほうは東京都の屋外広告物条例がございますけれども、そちらのほうの地域ルールを活用するというようなものを文言を入れております。

「新宿区では景観保全のために地域特性をいかした屋外広告物の表示及び設置に関する基準を定めます。その際は東京都屋外広告物条例の制度である、通称「地域ルール」を活用していきます」、というように修正します。そして、その下のほうの追加のところで、「上記基準は、東京都屋外広告物条例、地域ルールとしても規定されています」ということと、この地域ルールの説明を下の備考欄に追加するものがございます。

このような特別な屋外広告物のルールを定めるには、東京都の屋外広告物条例の地域ルールを使う必要がございますので、そのことをここで言及している次第でございます。

変更に関するご説明は以上でございます。

それでは、参考資料1のほうにお戻りください。続きまして、3、パブリック・コメントに寄せられた意見についてでございます。それでは、お手元に参考資料2を御用意ください。A4で横長でホッチキスどめになっているものがございます。

まず、パブリック・コメントに寄せられた意見でございますけれども、意見募集期間は平成26年11月15日から12月15日まで。意見の件数ですけれども、11名の方から55件いただきました。そのうち、意見の種別ですけれども、景観まちづくり計画に関するものが9件、景観形成ガイドラインに関するものが21件でございます。この景観形成ガイドラインというのは、景観まちづくり計画を補完するものございまして、参考資料4に今回は御用意させていただきます。そしてその他、25件、合わせて55件の意見をいただいております。

それでは、1枚おめくりください。パブリック・コメントに寄せられた意見一覧のうち、新宿区景観まちづくり計画に寄せられた9件の意見、こちらのほうを御紹介したいと思います。

まず、1でございますけれども、景観のことに関しまして、景観パトロールのようなものがつくれないかというような御意見をいただいております。2といたしまして、本計画に異存はないと。3といたしまして、このような景観に関する人を知っている人は少ないと思う、というような御意見でございます。4でございます、地域特性を活かしたルールづくり、区分地区を定めることができます。先ほど御紹介いたしましたが6地区でございます。そういうようなものを地域の皆さん方とつくっていただきたいというような御意見でございます。5でござ

います。今のような区分地区をふやしてもらいたいということでございます。4のほうは、屋外広告物に関する地域ルールを定めてほしいということでございます。5のほうが区分地区でございます。6でございますけれども、外濠のことに関するルールをつくるときには、千代田区ともしっかり連携をとってほしいというような御意見でございます。7でございますけれども、歌舞伎町でルールをつくる时候にも、地域の方々ともしっかり意見を聞いていただきたい、そのような御意見でございます。8でございますけれども、歌舞伎町では、LED電球を活用して環境にも配慮した景観まちづくりをしてほしいと、そういう御意見でございます。最後、9番でございますけれども、柏木地区でも、景観の区分地区の検討をしてほしいというような御意見をいただいた次第でございます。

これらパブリック・コメントでございますけれども、多くの意見をいただいた中で、要旨を抜粋したものでございます。今後は区の考えをつけたものを公表していく予定でございます。

それでは、参考資料1のほうにお戻りください。4のその他の改定についての御説明でございます。(1)新宿区景観まちづくり条例の改正についてでございます。今回、景観まちづくり計画の中に屋外広告物に関することを追加いたしますが、屋外広告物に対しましても景観誘導を行っていきたいと考えております。景観事前協議の対象にするために条例を改正していきたいというふうに考えております。

(2)でございます。新宿区景観形成ガイドラインの改定でございます。今回、景観まちづくり計画を見ていただきましたけれども、屋外広告物の景観形成をしっかりとやっていく、景観事前協議をやっていくに当たりましては、景観形成ガイドライン、こちらのほうをしっかりとくっていく必要があるというふうに考えております。

参考資料4のほうを御覧ください。クリップどめになっていると思いますけれども、ちょっとそれを外していただきたいと思います。参考資料4-③、ページでいうと1~74ページまでが屋外広告物に関する景観形成ガイドラインでございます。こちらのほうを今回考えております。実際にはこのような具体的な屋外広告物のガイドラインを使いまして、建築主さん、あるいは設計士さんと景観に関する事前協議を、屋外広告物に関する事前協議をやっていこうというふうに考えている次第でございます。

今回、ガイドラインに追加することは、屋外広告物がメインでございますけれども、その他追加することがございます。参考資料4の4-①を今回、新たに追加をしております。形態意匠に関すること、設備に関すること、みどりに関するガイドライン、これはもう既に今でも書かれていることですが、見やすく組み直したものを新たに付け加えたというようなものでござ

います。

その他、一部修正したガイドラインとか、あるいは時点修正したものがございますけれども、こちらのほうは今回、御説明は割愛させていただきます。

それでは、再び参考資料1のほうにお戻りください。裏のページを御覧ください。5、これまでの検討経緯でございます。昨年の8月29日、景観まちづくり審議会に報告いたしまして、10月17日に都市計画審議会に報告させていただきました。そしてパブリック・コメントを実施してきました。そして本年の1月23日には、景観まちづくり審議会のほうで本件については先んじて審議していただいております。ガイドラインについて、若干の文言修正、あるいは語句修正等をいただきましたけれども、了承していただいております。

そして次、6、今後のスケジュールでございます。本日の都市計画審議会で審議していただいた後、3月には景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインの改定の決定をしていきたい。そして、条例改正のほうも進めていきたいというふうに思っております。そしてその後は、制度周知をしっかりと図っていきたくて考えておまして、6月1日から施行できるようにしたいというふうに考えているものでございます。

景観まちづくり計画の一部改定についての御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○中川会長代理** ありがとうございます。説明は終了しました。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見などありましたら、よろしく願いいたします。

**○事務局（蓮見主査）** 事務局です。本日欠席の石川委員より、資料の事前配付に当たり、この案件について御意見をいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

新宿区景観まちづくり計画の一部改定についてでございますが、絵画館周辺を区分地区及び景観重要公共施設に指定することを、今後検討してほしいというような御意見を、石川委員からいただいております。

事務局からの報告は以上になります。

**○中川会長代理** 事前に石川委員のほうから、絵画館周辺地区の区分地区、それから景観重要公共施設に指定するということを検討してもらいたいという御意見が寄せられているということでございますが、この点につきまして、事務局のほうは何かお考えございますでしょうか。

**○森景観と地区計画課長** それでは、今回、石川委員のほうからいただいた区分地区のほうは、先ほどパブリック・コメントの中でも区分地区を考えてもらいたいというふうにいただい

るようなことも、絵画館のほうのエリアのことだと思っております。資料の14ページを御覧になっていただきたいと思っております。資料と言われるところの14ページでございますけれども、今、新宿区のほうで区分地区として定めている地区を地図で載せておまして、一般地区を除きますと、6地区定められております。代表的なもので申しますと、新宿御苑周辺とか、あるいは外濠とか、そういうところがございます。今後は区分地区に関しましては、地域の方々が区分地区にしていくというようなことも望んでいらっしゃるということを踏まえまして定めていくというようなことは検討はしていくことは可能でございます。今も四谷のほうで区分地区を策定できないかというようなことで動いておりますので、そういうようなことで今後検討していくことができるというふうに思っております。

続きまして、公共施設のほうの御説明でございます。同じ冊子の52ページ、53ページのほうを御覧ください。景観重要公共施設に関する事項でございます。今、表にありますように、新宿御苑、あるいは神田川とか新宿通りとか、そういうところを景観重要公共施設として、今、指定しております。こういうところも今後指定していくようなことの御意見等がありました。今後さらに御意見等をしっかりいただきまして、意向を把握して、こういうところについては臨んでいきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

**○中川会長代理** 今、事務局のほうから御説明ありましたけれども、何かその点につきまして、委員の皆様から御意見ございますでしょうか。

かわの委員お願いいたします。

**○かわの委員** かわのです。もちろん私も石川先生のお話は初めて聞いたものでちょっとあれなんですけれども、特に何か聞いているわけではないので、私の今聞いての思いなんですけれども、多分、石川委員のあれは、新国立競技場の建設に伴って、あの地域がいろいろ変わってくるのではないかと。そういうことも踏まえた上で何かきちんとやっていく必要があるのではないかと。今、課長のほうで答えた今後検討していくということでは、ちょっと機を逸すのではないかなというふうに。ただ、ここでではすぐ決定できるかどうかというのは、それはいろいろあるんでしょうけれども、そういうことで、今後それをやっていきたいと思いますということでもいいのかなというのは、ちょっと今、いろいろ聞いてみてそんなふうな感じをしたんですけれども、それは私の感想ですから、ちょっとそれが合っているかどうかはわかりませんが、ちょっとそんな感じは私はしますので、今、この場ですぐというふうにはなるかどうかは別にしても、そうゆっくりできない。やっぱり早急にそういうことが必要なのではな

いかなど、そういうことの御意見ではないかなというふうに私は聞き取ったんですけども。

**○中川会長代理** 本日、この都市計画審議会のところに付託されておりますのは、主に屋外広告物の件について、これに加えるということが、景観まちづくりのところで出てきたと。それはこういう理解でよろしいでしょうか。景観まちづくり審議会のほうでいろいろと議論した上、その点についてはこの都市計画審議会の意見を聞くということで上がってきていると。それで区分地区の問題等々については、そのような意見がパブリック・コメントでも出てきている。それからまた都市計画審議会のところでも、**石川先生**の御意見等なんかも出ていているということで、景観まちづくり審議会のほうにお付託して、検討を進めて、その上でまたこの都市計画審議会のところにかかっていると。外苑のところの重要性であるとか、そういったようなことというのは、この都市計画審議会の委員の方々も十分御承知かと思いますが、その議論を景観まちづくり審議会のほうで進めていただくというようなことが考えられるかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

**○森景観と地区計画課長** 景観まちづくり審議会のほうに、こちらのほうに本日いただいた御意見とか、あるいは先んじていただいた御意見のほうについては報告したいと思っております。そして、それについて今後どう検討していくのかを、しっかり考えていきたい、そういうふうに思っております。

**○中川会長代理** ありがとうございます。そういった中で少し早急にその検討を進める必要があるのではないかとということも、今のかわの委員の意見も含めて、あったということも伝えていただければというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

**根本委員**、お願いします。

**○根本委員** 東京都のほうがあそこの絵画館前を景観保全地域に指定していますよね。それで、日テレの建物なんかが高さを規制されたということがあって、それと他に新宿区が景観地域指定をした、区分地域指定したというのは、どのように重なっているというか、あるいは細かくなっていくんですか。

**○森景観と地区計画課長** 東京都のほうは、ある一定の眺望点から見た絵画館の後ろの姿、こちらのほうを高さの制限等をしております。そして、今回、もしこの地域で区分地区をつくっていくとなりますと、その一点からの眺望のことだけではなく、いろいろな観点から考えていくことになろうと思っております。エリアが広いですので、どのようなことが考えられるかというのはこれからでございますけれども、とにかく一つの眺望ということの観点からだけでは

ないというふうには思っております。

○**根本委員** わかりました。それでは、私も石川先生の意見に賛成です。

○**中川会長代理** ほか、御意見、御質問であっても構いませんが、御質問、御意見いかがでしょうか。

**中西委員。**

○**中西委員** ちょっと質問ですけれども、先ほどから議論にあった区域区分の指定に関しては、どの程度大変さというか、行政サイドとしてはどのようにして、すぐにはかけられないよというようなこともあるんでしょうけれども、その辺を教えていただければと思います。

○**森景観と地区計画課長** やはり建物とか、いろいろなものの状況が変わってきているとか、そういうようなときにかけてみてはどうかということのを区のほうから提案することがあります。今回、やっているのは四谷なんですけれども、四谷は今後再開発ビルが建つというようなことでまちが変わりつつあるというようなところでありますので、景観に関するそのような特別な考えを書いて表現するというようなことを、まちの人と今考えていこうと思っておりますので、そのような何かきっかけがやはり必要かなというふうに思っております。そしてそのことによってまちの景観に関する、やはり意識の高まりというか、そういうようなものがないとつくっていきにくいところがございますので、そういうようなものをやはり高めていく必要があると。そのようなところが今難しいところということでございます。

○**中川会長代理** **中西委員**、よろしいですか。お願いします。

○**中西委員** それで、ついでにというか、この規制の項目だとかというのをよく読ませていただいたんですけれども、非常にどこがどう具体的に、非常に複雑に書いてあるし、例えば色彩の規制についても、どこがどう違うのかというのが非常に微妙に、例えば一般地域だとかというものもあるし、もちろんその地域の特性をいかす全体のコンセプトというか、それは大事だとは思いますが、個別の規制の中身について、その辺が非常にわかりにくいような感じに、一見するとどこがどう違うんだという部分もあるように思いました。この辺、もうちょっと区民にわかるようなことのほうがいいのかなと思います。

それからもう一点、その色彩についてなんですけれども、一般論で、これは建物の大きさだとかで規制されています。この前、ちょっと散歩で歩いたら、個人の住宅が非常に住宅地域の中に突然ブロック塀が真っ黄色というか、オレンジ色というか発色で突然塗ってあったのに驚いた記憶があるんですけれども、その辺、今後の課題としてそういった部分も含めた区全体の環境に対する規制みたいなもの、より強く、住んでいる住民としては感じるところが一点あり

ます。

○森景観と地区計画課長 今回書かせていただいた区分地区の表現というのは、似ているところも多々ございますけれども、それなりにその地区地区の特性を踏まえた表現もございまして、ただ、文章で書いておりますので、数字というか、数量的なものはなかなかないんでございましてけれども、ただ、そこはやはり建物建てる方と区との協議の中で、周辺の建物もよく見ながらやっていこうというふうに思っております、そのように突然何か違うものが来るというのは、やはり周辺との調和という観点からどうかなというふうに思っておりますので、そういう観点から見えていけると思っております。

○中川会長代理 中西委員、お願いします。

○中西委員 最後にちょっと。私が思ったのは、将来的というか長期的には、例えば区全体を非常にきつい計画にして、個別にそれを解除していくとか、この考えと逆なんですけれども、そんなように地域を、ここは規制緩和するよというようなつくり方のほうが非常に何か住民としてはわかりやすいかなという気はします。

以上です。

○中川会長代理 今のは御意見ということで、審議会のほうでも紹介していただければというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。星委員。

○星委員 屋外広告物というのは、固定された物理的な設備のように一般的に思いますが、稼働される映像とか、そういうものはこの範疇にはもう予定していないんですか。それとも準ずるものなんでしょうか。質問です。

○中川会長代理 課長、お願いします。

○森景観と地区計画課長 映像というのは、よく建物の壁面にあるビジョンのようなものがイメージあると思いますけれども、あれも屋外広告物に入ります。

○星委員 わかりました。

○中川会長代理 あとはラッピングバスが入るかどうかなあれですけども、それよりもすごいのは荷台に映像を看板をくっつけて、ずっと回っている、どういう名称なんだか私ちょっとあれなんですけど、ああいうトラック等にくっつけて普通の公道で動かして音を出しながらという、ああいうのはこういうものの対象になるんでしょうか。

○森景観と地区計画課長 屋外広告物にはなるんですけども、私たちが今後、協議の対象としていくものをどの範囲にしようかというふうに今考えておまして、そこでは建物や工作物

に附帯しているもの、あるいは土地に定着しているものに限定しようと思っております。ですので、今、おっしゃられた宣伝のバス、あるいはほかにもいろいろあるんでございますけれども、そういうようなものは除こうとは思っております。具体的に申しますと、屋外広告物の許可期間が非常に短いもの、例えば1カ月以内という許可基準のものがございます。張り紙とか、そういうものは入っているんですけども、そちらのほうは対象外にしようと思っております。

また、1年以内というふうに長いんですけども、宣伝車、あるいはバス、電車、あるいはその他のラッピングバスのようなもの、そちらのほうは移動するものなので、対象外というふうに考えております。また、アドバルーンとか、広告幕、そういうようなものも対象外にしようと考えております。

ですので、私たちのほうが対象としたいのは、広告塔とか広告板のほうでございまして。また電柱を利用した広告とか、標識を利用した広告、そちらのほうも対象にしたいと思っております。そのほか、アーチと言われるようなもの、あるいは装飾街路灯と言われるようなもの、そちらのほうも対象にしたいというふうに考えています。

○中川会長代理 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに。佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。2点、ちょっとお聞きしたいんですが。質問も含めて。

資料4-③ですね。43ページ、公共サインのところなんですが、まずちょっとお聞きしたいのが、こうした広告付きのバス停なんですが、これはこちらの良好な景観形成のための行為の届出の、これは工作物として煙突、鉄柱等、それに類するものとあるんですが、これは工作物として届出を受けて、例えば建築審査会などで審査をして許可をすると、そんなようなことになるのでしょうか。

○中川会長代理 道路上の工作物に関して。

課長お願いします。

○野澤建築指導課長 バス停の上屋のことをおっしゃっているんだと思います。こちらはちょうどこの写真にあるようなものは、建築物としての取り扱いにはなりません。建築物ということで、通常、道路上で建築物というのは建てられないんですが、今、委員おっしゃったように、その場合には建築基準法の許可を取得して通常建てるということになるというところがございます。

○佐藤委員 ちょっと初歩的なことを聞きましたけれども、それで実際、こういう、多分これは統一した規格になっていて、例えば山手通りを拡幅した際に結構バス停に屋根がつけていた

り、つけられなかったりしたところがあるんですが、これはそうするとそのバス会社なりが届出をして、こういう広告つきのもをつくりますよということで届出があって、先ほど言ったように、課長がおっしゃったように、建築物として取り扱って、審査をして許可をする。景観についても今後こうしたきれいなサインを保つために配慮というか、景観上どうなのかという審議が今後も行われると、そういう理解でよろしいですか。

○森景観と地区計画課長 景観のほうに関しましては、今回、こちらは啓発の観点から資料として載せていただいております。公共サインのほうは、公のほうがしっかり景観にも配慮してやっていくということは求められておりますけれども、それに対して私たちの景観協議をやるところが、一件一件景観協議をするというよりも、あらかじめこのような公共のものを出すところに対して、配慮をお願いするというのを初めからやっていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員 わかりました。配慮をしていただくということですね。ここに書いてある設置後の管理も大事で、落書きなどそういうことがないように定期的な点検・更新に努めるということなんですが、これはそうすると作成したバス会社なりが管理をして、進めていくということによろしいんですか。

○森景観と地区計画課長 工作物の管理なんですけれども、聞くところによりますと、広告を出すところがしっかり周辺の維持管理をしていくというような制度になっているというふうに聞いております。

○佐藤委員 それからもう一点は、この64ページの屋外広告物を活用したエリアマネジメントなんですが、これは仮囲いを活用した商業広告の写真で出ているんですが、工事現場の近くに住んでいらっしゃる方から、例えば1年とか1年半にわたって、仮囲いが行われるわけなんですけれども、非常に殺風景というか、無味乾燥といいますか、寒々とした雰囲気になってしまふんですね。ある場所で建築主さんにぜひ花柄をつけてほしいとか、いろいろな模様をつけて、少し周囲の景観に和むようなものをしてほしいという要望をしたら、建築主の方がそうしたんですが、ぜひ長期間にわたるこういう仮囲いの場合、区としてもそうした景観に合わせたような装飾というか、そういうものはぜひ積極的に進めていって、景観事前協議の際にもそれをぜひ進めていっていただきたいと思います。

その点、いかがですか。

○森景観と地区計画課長 我々が景観事前協議をやるときは、建物の建築物のことを今やっております。そうするとやはり大規模な建築物で仮囲いすると、そして長期間にわたるというも

のはある程度わかりますので、その時点で今、委員のおっしゃったように、地域の方々に対してのイメージアップのようなものが何かできないかということは、協議の中で話をすることができますので、今後、そういうことはやっていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○中川会長代理 有馬委員、お願いします。

○有馬委員 今回、追加になった事項のところで、資料の24ページになりますけれども、この中で今後取り組みとして、多様な主体との連携というところがあるんですけども、これは町会・商店会があって、その中で地域が主体となった取り組みを連携をしてやっていくというような考え方が示されているんですけども、これは例えば新宿の商店会や町会や、さまざまに今、屋外広告物なんかはあるかと思うんですが、こういうことはどういう形で進めていけるのか。例えばその隣にある地域特性をいかした広告のルールづくりとか、そういうルールを定めていくという考え方のもとに取り組むのか、その点についてはどういう状況で取り組まれるんですか。

○森景観と地区計画課長 広告はやはり広告を出される方のほうの御意向もしっかり把握していかなければならないと思っております。ただそのほかに、広告に関して、やはり見る側という方もいらっしゃるというように思っております。そのような、多くの方々のやはり御意向を把握してやっていかなければうまくいかないというふうに思っておりますので、今後は今回こういうガイドラインを作成してきましたけれども、これらをやはり活用しながら、どういうところがもっと抑制していったほうがいいのかということが出てくるかと思えます。そういうような御意見をしっかり受けとめて、そしていろいろなところの御意見を把握して、そしてルールづくりに入っていきたいと、そのように考えているところでございます。

○有馬委員 そうすると、恐らく新たにつくられていくものは、条例をもとにいろいろ指導しながらという対応はできると思うんですが、既存のものあり方をどうしていくのかというのは、非常に難易度が高いというか、難しいんだと思うんですね。それと同時に、地域の地区計画を定めるということは、なかなかこれは地域的な区民の方もいろいろなところで認知されていてよく理解している部分もあるんですが、この広告物ということになると、なかなかそこまで進んでいないし、周知みたいなどころもちょっと非常に弱いんだらうと思うんですが、そういうことを含めてどう取り組まれていくのか。

○森景観と地区計画課長 広告物に関しましては、これからの話だと思っております。私どもも今始めたばかりでございます。6月から施行ということで、準備をしてやっていきますけれ

ども、それでも当初はいろいろ戸惑うこともあると思います。それで運用していきまして、そしてその中でどんどん認知が深まっていくというふうに思っておりますので、そういう段階で改めて、例えば特別ルールをつくっていくのがいいのかということを考えていったほうがいいと思います。今はこういうものをつくって、まずは運用をしっかりやっていきたいというふうに思っている次第でございます。

**○有馬委員** わかりました。それにちょっと今商店会の話とか、町会の話とかさせていただいたんですけども、関連するんですけども、先ほど壁に映したそういうものが広告物に該当するのか、またラッピングバスがどうかという意見もありましたけれども、今、いわゆる道路上にある、道路の歩道上にある看板がありますよね、置き看板。これはいろいろなことで、いろいろな意見がこれまでもあるんですけども、ここに出ているものについては、これも広告物という位置づけになるのでしょうか。その辺の考え方はどうですか。

**○森景観と地区計画課長** 道路上の置き看板に関しましては、やはりこれは道路の不法占用とか、不法使用という形になってしまいますので、そちらのほうは道路管理の観点から指導・是正、そして撤去というような形がとられるものだと思っておりますので、広告というよりも、そういう不法占用物件というような形になろうかと思っております。

**○有馬委員** わかりました。そうすると、これは今のここで定めている広告物という概念には入らないという理解でいいのでしょうか。

**○森景観と地区計画課長** 我々は屋外広告物条例で定められたものを協議の対象にしておりますので、そのような道路上の不法のようなものは協議の対象にはしておりません。この中では道路上のものが今後ないようにというようなことは、啓発の観点から少し述べさせてもらっている程度にとどめているところでございます。

**○有馬委員** わかりました。それがもし広告物というふうに位置づけるということでもしあったのであれば、なかなか看板の問題って非常にこれまでもさまざまなお声がある、改善しなければならぬ課題だと言われているので、そこの関係をどうしていくのかということをお聞きしたかったんですが、今のお話によると、実際、道路上のものはこれまでもしっかりいろいろな東京都と連携しながら取り組みをしているのは承知しておりますので、そういう中でやっていくという理解ということで受けとめました。わかりました。

**○中川会長代理 喜多委員**、お願いします。

**○喜多委員** 屋外広告物ですけども、これはやはり出す人によって、随分いろいろな広告を出すわけでございまして、これを統一するようなことは非常に難しいというふうに思うんです

よね。形から色から字体から、いろいろみんな違ってくるわけですよね。各お店によっても自分のところの広告があるわけでございまして、そういう場合、やはりある程度の皆さんに納得ができるようなものを考えてあげなければ、守れと言っても守れないのではないかと思うんですよ。ですから、例えば色をこういう色以外のもの、こういうものを使ってはいけないという色を指定して、ある程度弾力的にこの運用をしないと、こういうものはだめだよとか言っても、なかなかそれはできない。例えば町会だとか商店会だとかまちづくりのほうでも、それは言いづらいと思うんですよね。だから地域ルールみたいなものをつくって、この地域に応じて、こういう色を使ってくださいよと言って、大体の色を提示するようなことでなければ、議論としては成り立っていかないのではないかと思うんですよ。町会でも商店会でもそれは言えないことだと思いますので。

そういう点で、今お話のとおり、新しく建物を建てる方については、やはりこういうふうにしなさいよというような協議はできますけれども、今までずっと看板を出していたところについては、なかなか言いにくいのではないかなとも思うんです。そういうところとやはりどこでも同じようではないような気がするので、景観を悪くするようなところは初めから大体わかっているわけですから、そういうところに建物が建てられるということを考えながら、その地域のところの景観を考えていかなければいけないと思う。アメリカでしたら、景観が悪くなる場所にビルを建てさせないようにしてしまう。国で買い取ってしまうというようなことをしているところもあるようでございます。ですから、これは長い問題で、簡単にすぐにできるわけではないような気がしますので、もっと非常に期間を置いてやっていただくようなことでなければいけないのではないかなと思っています。幾らルールをつくっても、守られないルールであったら意味がないのではないかなというふうに私は思います。

**○中川会長代理** ありがとうございます。御意見ということですが、何か特に。恐らく景観まちづくり審議会のところでも、今の点、かなり議論されていたりとかもするかとは思いますが。

**○森景観と地区計画課長** 今回、ガイドラインでいろいろな事例紹介等をしておりますので、そういうものを参考にして、そのまちで、あるいは建物毎に、どのようなものがいいのかということをご設計士さんとかと協議をしていきたいと思っております。こちらのものを使って、よりよい景観とか、よりよい広告になるようにというふうに努力していきたいと思っております。

**○中川会長代理** ほかにいかがでしょうか。**加藤委員**、お願いします。

**○加藤委員** この議題とちょっとそぐわないかもしれませんが、我々印刷業界ですと、今、大変電子媒体の問題が刻々、一日一日変わるぐらいの問題があるんですが、その電子媒体に対す

る広告という考え方も、新宿区としてのくくりというのはあるのでしょうか。いわゆるスマホを使って何かをやるということ、これがこれからオリンピックに向けてたくさん出てくると思うんですが、区としてはこういう方針で行くんだとか、これはだめだとか、これはいいんだとか、そういう、まだちょっと早いのかもかもしれませんが。

○中川会長代理 課長、お願いします。

○森景観と地区計画課長 例えばオリンピック・パラリンピックに向けて、外国のお客様がたくさんいらっしゃる中で、どのように御案内するかというようなことは、今、別セクションで考えていると聞いておりますので、そこで持っていらっしゃるスマホとか、Wi-Fi が使えるようになるのかというようなことは検討されているように聞いているところでございます。

○中川会長代理 よろしいですか。では、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 それはどこの部署なんですか。

○森景観と地区計画課長 たしかオリンピック・パラリンピックの担当部署、区としてそういうオリンピック・パラリンピックの担当部署ができましたので、そこが一元的に考えているというふうに思っております。

○加藤委員 ありがとうございます。

○中川会長代理 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

根本委員、お願いします。

○根本委員 一つだけ。これ聞いていいのかあれなんです、その外濠地区の景観保全地域とか、あそこのこういう広告物の計画が入るとすると、既にあそこにありますよね、目立つ看板が。あれなんかどんなふうな話し合いになっていくんですか。

○森景観と地区計画課長 今既に建てられている方に関して、私どものほうから言うのはなかなか難しいと思っておりますので、そちらの広告もいずれ更新する時期を迎えると思います。通常は2年更新というふうに聞いておりますので、そのときに新たにつけかえるとなると、また申請の出し直しというのが行われると思っておりますので、そういう申請の出し直しのときを見て、私どものほうとしては協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○根本委員 御苑のサイドと言ったらいいか、ところの広告は見事になくなっているんですよ。びっくりするぐらい効力を発揮している。多分、あれ無理やりやっているということではなくて、何か話し合いをしながら協力したらこうするよみたいなことがあったんだろうと思うんですけども、何か本人はやっぱり市ヶ谷駅から目立つようにということではんとつくっているだろうし、それをやめろというのも、ちょっと江戸情緒のある何か看板にせてもら

うとか、何かいろいろ、あれかなり目立つなと思っていて、一つのモデルになるのではないかと  
思うんです。

○中川会長代理 そういったところで、何か。

○森景観と地区計画課長 今、委員のおっしゃったように、新宿御苑の周りは屋外広告物が制  
限されているのは、先ほど資料の48ページのところでちょっと御説明しましたけれども、新  
宿御苑の周りは厳しい基準が数値的にもう定められております。資料の48ページのほうを御  
覧ください。例えばそこに真ん中あたりに表があると思いますけれども、屋外広告物の設置の  
場所ですね。地盤面から20メートル以上の部分では、建物の屋上に広告を表示し、または設  
置しないものとするというような厳しい基準がここにはあります。そういうものがあるので、  
新宿御苑の周りというのはあのような景観になっているものでございます。

ただ今回は外濠周辺はこれを定めているわけではございません。あくまでもガイドラインを  
策定いたしまして、事例紹介をたくさんしておりますので、そういうような中で話し合いなが  
らやっていきたいというように思っております。

○根本委員 ありがとうございます。

○中川会長代理 ほか、いかがでしょうか。

かわの委員。

○かわの委員 この資料の23ページに関するところですが、ここにユニバーサルデザ  
インの推進という、これが入っていますけれども、これは大変いいことだし、ぜひこれは進め  
ていかなければいけないというふうに思いますけれども、ただ、ちょっと考えてみると、屋  
外広告物の景観の形成とかデザイン誘導などという良好な景観形成という、その中の一分野と  
いうふうになるのかなというふうに思うと、このユニバーサルデザインの推進というのは、こ  
れユニバーサルデザインのまちづくりというのは、ある面でいうと、景観まちづくりというの  
が新宿全体の例えばさっきもちょっとあったように、例えばオリンピックやパラリンピックみ  
たいなことを考えたら、単に看板だけの問題ではなくて、ユニバーサルデザインというのは。  
そういうことで区としても考えられているだろうというふうに思いますし、そうしなければい  
けないと思うんですけれども、とりあえずこれはここに入って、ここからスタートというふう  
に私は受けとめたいと思うんですけれども、このユニバーサルデザインの推進というのは、や  
っぱり全体の新宿区のまちづくりにとっても、とりわけその景観まちづくりにとっても大変大  
事なことだろうというふうに思うので、その辺については今後の中でどうしていくのか。例え  
ば、表示にしたって、どこでも何でも4カ国語かければいいのかというわけではもちろんないわけ

ですから、その辺も含めて、いろいろなデザインで、あるいはマークでできたりするものもあるだろうし、特にこれらについては今後大変大事なまちづくりの一環になるんだろうと思いますけれども、その辺について何かお考えというのがありますか。

**○森景観と地区計画課長** 今、委員がおっしゃったユニバーサルデザインの推進のところを、この文字だけだとちょっとわかりにくいので、参考資料の4-③のほうをちょっと御覧になっていただけますでしょうか。参考資料4-③の38ページぐらいがそのユニバーサルデザインのことを記載したページなんでございますけれども、啓発の視点から出させてもらっております。例えば事例紹介として一つ、方策イメージのピクトグラムの使用というのは、先ほど委員の話もありました図ですよ。そういうようなもの、わかりやすいものをつけると、外国の方にもしっかり意味が通じるというようなところがございます。ただ、イメージ図もいろいろ統一されていなかったりしますので、なるべく統一されているようなイメージ図を使っていくのがやはり望ましいのかなというふうに思っております。

景観の観点から、このようなものをちょっと事例紹介をしていこうと思っておりますけれども、やはり区全体でユニバーサルデザインを進めていくのは当然のことだと思っておりますので、そちら区全体のユニバーサルデザインに寄与するように、景観のほうもしっかりやっていきたい、そんなふうに考えています。

**○かわの委員** ぜひ、そこはこれからのまちづくり、景観だけではない、そもそものまちづくりの基本のところ、やっぱりかなり大事な視点になっていくだろうし、そういう面ではとりあえずと言ったらちょっと変ですけども、ここにこういう形できちんと文章としても入れられたというのは一定の評価をしたいと思いますけれども、それをさらに広告物ということだけではない形に、どんどん広めていくことがいわゆる高齢社会だとか、あるいはさまざまな障害を持っている方だとか、そういうことも含めて優しいまちになっていくわけですから、そういう視点をぜひしっかり入れながら、実際に具体的な計画に入るときには進めていってほしいということを申し上げておきます。

以上です。

**○中川会長代理** ありがとうございます。

**小松委員。**

**○小松委員** 先ほどのルールづくりというところなんですけれども、新宿独自でいろいろルールに取り組んでいるのか、それとも他の公共団体とか、他の都市ですね、そういったものを参考にして取り入れて、取り組んでいるのかという、そこら辺もちょっとお聞きしたいなと思い

ます。

○中川会長代理 ルールづくりのところ。

○森景観と地区計画課長 今回のこのルールですけれども、例えば今回私どもがつくった屋外広告物のガイドラインというものは、地域の方々とかいろいろな方々と一緒になってつくっていったものでございますので、そちらのほうは区独自のものだと思っております。

これらを持って、今後屋外広告物を誘導していくわけでございますけれども、次には先ほど新宿御苑の周辺の話がございましたけれども、あのような数字を持ったルールにしていく。より規制が厳しいルールにしていくというようなこととなりますと、そちらのほうは東京都の屋外広告物条例という条例の中で、それを定めていくということになり、そちらのほうに委ねるということになっていくこととなります。

また、歌舞伎町のようなところで、屋外広告物を使ったまちづくりをしていくというような話も、私どものほうでガイドラインで紹介をしているところでございますけれども、実際、東京都の屋外広告物条例の中の特例の許可をとるようなことが必要になってきますので、そちらのほうとの連携も必要になってくるということでございます。

以上でございます。

○小松委員 あと、そういった日本だけではなく、世界にいろいろな都市があると思うんですが、独特な政策で成功しているようなところとか、そういうところは参考にされているのかどうかというのもちよっとお聞きしたいんですが。

○森景観と地区計画課長 先ほど申しましたが、歌舞伎町のようなところが屋外広告物を利用したまちづくりをしていくというようなところ、それに対しましてはニューヨークのタイムズ・スクエアというようなところがやはり成功しているというふうに聞いておりますので、そういうところも少し参考にはさせてもらっています。

○中川会長代理 ほか、いかがでしょうか。広告物、今後どうなるか、スマホが発達してくると、観光案内なんかではあるスポットに行って、ピッとやると、その観光案内が出る。同じように、広告も選択ができる広告と言ったらおかしいんですけれども、あるポストがあって、ピッとやるとその広告が出るとか、どんな形に今後展開するかというのは、いろいろところあるかと思えますし、先ほど外国人に向けてのも、スマホのところでWi-Fiとの接続環境、外国からそのまま持ってきたものが必ずしもすぐWi-Fiに接続できないというところで、そこら辺の検討もされていて、それがつながるようになると、またそれをあるポストに向けて対応すると、避難場所がどこだとか、どちらのほうに駅があるとか、そういうものがそれぞれの

各国の言語で表示できるようなもの、そういうものも今いろいろと工夫されていますから。

広告というのも、いろいろなバリエーションがあり、ここでの話は建物中心の話ですけれども、いろいろなものが今後とも出てくるのかなというふうには、世の中的には出てくるのかなというふうに思っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほぼ皆様の御意見、御質問等も出たかと思えますけれども、本日のこの審議案件の当審議会としての考えをとりまとめたいと思えます。

特にこの内容につきまして、大きな異議はなかったかなというふうに思えますけれども、議案第 293 号、新宿区景観まちづくり計画一部改正について、支障なしということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○中川会長代理 皆様の異議なしということで、本件につきましては、支障なしとさせていただきます。

どうも大変ありがとうございます。

~~~~~

日程第 2

その他・連絡事項

~~~~~

○中川会長代理 それでは、次に移りたいと思えます。日程の第 2、その他・連絡事項。事務局のほう、何かございますでしょうか。

○事務局（蓮見主査） 事務局です。

前回の第 166 回の都市計画審議会の議事録でございますが、本日、小田桐委員に署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、本日の議事録でございますが、次回の審議会で議事録に御署名をいただきまして、個人情報に当たる部分を除き、ホームページに公開してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に次回の開催予定でございますが、3月 27 日、午後 1 時半からを予定しております。会場につきましては、本庁舎 6 階第 2 委員会室。案件としまして、報告案件でございますが、西新宿 5 丁目北地区防災街区整備事業についての予定でございます。

年度末となっております。大変お忙しい時期と存じますが、よろしくお願ひいたします。詳細等、決まりましたら、改めて御通知させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひし

ます。

事務局からは以上となります。

○中川会長代理 では、166回につきましては、小田桐委員、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日は閉会とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

午後 3時24分閉会